

奈義町公共施設等ＬＥＤ化業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和９年末に蛍光灯が生産・輸出入ともに全面禁止となる国際的な背景を踏まえ、公共施設で使用中の蛍光灯等について、消費電力の低いＬＥＤ照明に更新することにより、電力料金の縮減による安定的な施設管理を図るとともに、温室効果ガスの排出抑制行動に向けた取組を推進する。

2 業務名

奈義町公共施設等ＬＥＤ化業務

3 業務内容

奈義町公共施設等ＬＥＤ化業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。

4 履行場所

別紙１「奈義町公共施設等ＬＥＤ化業務 対象施設一覧」に示す、町内 29 施設

※提案する際には、全ての施設にて現地調査を行い、施設内の既存照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握すること。

5 履行期間

契約締結日から令和 9 年 12 月末日まで

6 提案上限額

以下に示す上限額（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲で事業内容を提案することとする。なお、下記提案上限額を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

（１） 上限額 105,000,000 円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整した上で決定する。

7 参加条件

（１）参加形態本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下、「グループ等」という。）とする。また、参加意向申出書の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めた場合はこの限りでない。

（２）参加者の役割

ア 参加者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

（ア） 統括役割：本町との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。

（イ） 調査設計役割：現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

（ウ） 機器調達役割：ＬＥＤ照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

（エ） 施工管理役割：施工・施工管理に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を1者選定し、その代表企業が本町との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、参加意向申出時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。

(3) 参加資格者は参加意向申出書の提出日において、次に掲げる要件を満たしていること。

ただし、提出後も委託契約締結までに要件を欠くような事態が生じた場合は、契約の対象としないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国税、町税（本町に納付すべき町税がある場合のみ）を滞納していないこと。

ウ 奈義町指名停止基準（平成18年告示第778号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定を受けている者を除く）であること。

オ 施工役割を担う構成員は、奈義町入札参加資格者名簿に登録されており、奈義町に本社を有する企業とし、監理技術者（管理技術者講習修了証を併せて有する者）を専任配置できることとする。

カ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずるべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。

（ア） 本業務にかかる評価委員会の委員

（イ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに奈義町暴力団排除条例（平成23年奈義町条例第53号）第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

キ 統括役割を担う代表企業は本業務について、十分な業務遂行能力を有すること。

8 スケジュール（予定）

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和8年8月14日（金）
現地確認の実施期間	令和8年8月17日（月）午前9時00分から令和8年9月30日（水）午後5時00分まで
質問の受付期間	令和8年10月1日（木）午前9時00分から令和8年10月8日（木）午後5時00分まで
質問に対する回答	令和8年10月12日（月）に一括回答
参加意向申出書の受付期間	令和8年10月19日（月）午後5時00分まで
参加資格審査結果通知	令和8年10月21日（水）以降
企画提案書の受付期間	令和8年10月26日（月）午前9時00分から令和8年11月2日（月）午後5時00分まで

プレゼンテーション	令和 8 年 11 月上旬（予定） （詳細は別途通知）
審査結果通知	令和 8 年 11 月中旬
詳細協議及び契約	令和 8 年 11 月中旬

9 図面の閲覧

参加者のうち希望する者には、次のとおり図面（平面図等）を閲覧することができる。但し、町が保管しているものに限る。図面は本件についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。

- （１） 閲覧期間令和 8 年 8 月 14 日（金）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
（平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの開庁時間内）
- （２） 申込方法
図面の閲覧を希望する者は、図面閲覧申請書（様式 1）を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「奈義町公共施設等 L E D 化業務に関する図面閲覧申請（事業者名）」と明記し、送信後の平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までに電話により到達の確認を行うこと。
- （３） 申込先
8 ページ記載の 18 のお問合せ先に同じ
- （４） 閲覧方法図面閲覧申請書（様式 1）に記載された閲覧希望日時を基に、別途本町が指定する日時及び場所にて閲覧に供する。
閲覧場所からの図面の持ち出しは禁止する。図面の写真撮影、デジタル化は可とする。
- （５） 閲覧場所
奈義町役場庁舎 3 階 301 会議室（岡山県奈義町豊沢 306 番地 1）
※閲覧開始前及び終了時には「18 のお問合せ先」の総務課窓口にて、受付けをすること。

10 現地確認

参加者のうち希望する者には、次のとおり現地確認をすることができる。現地確認で得た情報等は本件についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。

- （１） 現地確認期間令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
（平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの開庁時間内）
- （２） 申込方法
現地確認を希望する者は、現地確認申込書（様式 2）を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「奈義町公共施設等 L E D 化業務に関する現地確認申請（事業者名）」と明記し、送信後の平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までに電話により到達の確認を行うこと。
- （３） 申込先
8 ページ記載の 18 のお問合せ先に同じ
- （４） 現地確認方法
現地確認申込書（様式 2）に記載された確認希望日時を基に、別途本町が指定する日時及び場所にて現地確認を認める。
現地確認における写真撮影等については、施設担当者に許可を得ること。

11 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式3）を電子メールで送信すること。

(1) 提出期限

令和8年10月1日（木）から令和8年10月8日（木）まで

(2) 提出方法

質問の提出を希望する者は、質問書（様式3）を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「(質問) 奈義町公共施設等LED化業務公募型プロポーザル（事業者名）」と明記し、送信後の平日午前9時00分から午後5時00分までに電話により到達の確認を行うこと。

(3) 申込先

8ページ記載の18のお問合せ先と同じ

(4) 質問への回答は令和8年10月12日（月）午後3時00分以降に奈義町ホームページに回答を掲載する。

12 参加意向申出書等の提出

参加者は次のとおり参加意向を提出するものとする。本町は、提出書類を確認の上、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

(1) 提出期限

令和8年10月19日（月）午後5時00分まで

(2) 提出書類及び提出部数

提出部数については、各1部とする。

参加意向申出書等 提出書類
参加意向申出書（様式4）
グループ構成員一覧表（様式5） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。
会社概要書（様式6）
委任状（様式7） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。
受注実績調書（様式8）
国税・町税の納税証明書 ※発行後3か月以内（写し可） ※国税は国税等納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書） ※町税は滞納のない証明書（本町に納付すべき町税がある場合のみ） ※グループ等の場合は全ての構成員について提出すること。
宣誓書（様式9）

※ 本町の入札参加資格に登録していない事業所については、入札参加資格審査に必要な書類を提出すること。

(3) 提出方法持参、電子メール若しくは郵送とする。

※電子メールの場合は、メールタイトルを「奈義町公共施設等LED化業務参加意向申出書（事業者名）」とし、添付ファイルはPDF（押印が必要な書類は押印後）として送信し、送信後の平日午前9時00分から午後5時00分までに電話により到達の確認を行うこと。

(4) 提出先

8 ページ記載の 18 のお問合せ先に同じ

13 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を満たした者（以下、「参加資格者」）は、仕様書を参照の上、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時 00 分まで

(2) 企画提案書等の書類及び提出部数

ア 提出部数については、企画提案届出書（様式 10）は 1 部、企画提案書（様式 11）は、9 部（正本 1 部、副本 8 部）とする。

イ 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 件とする。

企画提案書等の書類
企画提案届出書（様式 10）
企画提案書（様式 11） 現場施工・町内業者の活用、実施体制・実施スケジュール、使用機器の選定、CO ₂ 及びエネルギー削減量の説明、保証内容、業務実績、提案価格、独自提案、仕様書及び評価要領等の内容を踏まえ、作成すること。原則として A 4 判、左綴り、40 ページ以内（表紙及び目次はページ数から除く）で作成すること。 なお、必要に応じて A 3 判の用紙を挿入することも可とする。 正本は、企画提案届出書（様式 10）により提出書類の構成を示した上で、書類符号を記した表紙とインデックスを付け、様式順に A 4 縦長ファイルに綴じたものを 1 部、副本は、左側 2 か所をホチキス止めしたものを 8 部提出すること。 なお、A 4 版以外の様式については、A 4 版サイズに折り込むこと。ファイルの表紙に「奈義町公共施設等 LED 化業務に係る企画提案書」を記載すること。
提案金額内訳書（様式 12） ア 提案金額内訳書を作成すること。 イ 企画提案書（様式 11）に記載する提案金額と提案金額内訳書（様式 12）の金額は、必ず一致すること（提案金額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は、認めない）。

(3) 提出方法

企画提案届出書（様式 10）及び企画提案書（様式 11）は、持参、若しくは郵送により提出すること。提案金額内訳書（様式 12）については、電子メールにて、メールタイトルを「奈義町公共施設等 LED 化業務企画提案書に係る提案金額内訳書（事業者名）」とし、添付ファイルはエクセルとして送信すること。また、送信後の平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までに電話により到達の確認を行うこと。

(4) 提出先

8 ページ記載の 18 のお問合せ先に同じ

14 受託候補者等の特定等

(1) 特定の方法等

- ア 特定の方法は、奈義町プロポーザル方式の実施に関する要綱（令和6年2月15日要綱第9号）の定めによるプロポーザルとする。
 - イ プロポーザルの審査は、別紙「評価採点基準及び配点表」に基づき評価項目について委員が審査し、本業務の受託候補者及び次点候補者を選定し、奈義町入札参加者審査会（以下、「入札審査会」という。）による審査の後、本業務の受託候補者として特定する。
 - ウ 企画提案書を提出した者が5者以上の場合は、企画提案書等により、1次審査を実施し、事務局で上位4者を選定する場合がある。また、1次審査の審査結果及びプレゼンテーション通知書を令和8年9月16日（水）以降に通知する。
 - エ プレゼンテーション通知書により参加の通知を受けた者（以下、「提案者」という。）は、指定された日時・場所においてプレゼンテーションを実施する。
 - オ 審査にあたり、委員一人あたりの評価点は100点満点とする。
 - カ 最低基準点を満点の6割とし、全委員の合計点が全委員の満点の6割以上の場合、提案者の提案内容を協議対象提案とする。
 - キ 協議対象提案が複数の場合は、全委員の合計点が高い提案者から評価順位をつけ、各委員の順位を合計し、その合計値が最も低い提案者を受託候補者、次点を次点候補者とする。
なお、順位の合計が最も低い提案者が複数の場合は、全委員の合計点が高い提案者を受託候補者とする。さらに、前述の方式をもって比較しても差が無い場合は、委員の協議により受託候補者を選定する。
 - ケ 協議対象提案が無い場合は、各委員の順位を合計し、その合計値が最も低い提案者に対してヒアリングを行い、提案書等の内容について修正が可能であれば、修正し、最低基準点を上回る評価が得られた場合は、当該提案者を受託候補者とする。ただし、修正しても最低基準点を上回る評価点を得られない場合は、受託候補者とせず受託候補者はなしとする。
- （2） プレゼンテーション
- ア 令和8年11月上旬（予定）に奈義町役所本庁舎にて実施する。（詳細な場所・時間については、別途通知する。）
 - イ 当日の出席者は5名以内とする。ただし、実務を担当するプロジェクトマネージャーやプロジェクトリーダーを必ず含めること。
 - ウ 事前に提出のあった企画提案書等を基にプレゼンテーションを実施すること。（当日の資料提出は不可とする。）
 - エ プレゼンテーションは、1者あたり45分以内とする。提案説明は25分以内とし、その後、委員によるヒアリングを20分実施する。
 - オ プレゼンテーションでは、企画提案書等の中で特に提案したい点や口頭で補足したい点、提案の背景等を求めるものとする。
 - カ プレゼンテーションは、会場で行うものとする。
 - キ プレゼンテーションは非公開とする。
 - ク プレゼンテーションにあたり、パソコンが必要な場合は、提案者で用意すること。
なお、プロジェクター・スクリーン及びケーブル・延長コードは本町で用意する。
 - ケ 機器の設置は、準備時間内（5分）で行うものとし、プレゼンテーションの開始時間を過ぎた場合は説明時間に含める。
 - コ 指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。
 - サ 提案した内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価対象としない。
 - シ 天災等の不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションを延期する場合がある。
 - ス 受託候補者等の選定結果は、審査結果通知書の発送により通知する。

セ プレゼンテーションの審査結果は、奈義町ホームページにて公表する。

15 契約の締結

前記 14 により本業務の受託候補者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合又は本町から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点候補者と契約の交渉を行う。

(1) 最終的な契約内容及び金額については、受託候補者と町の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について協議を行い、協議が整った後、改めて受託候補者から見積書を徴集し、関係法令等の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 提案資料及び提案内容については、提案金額内で実施できることを確約したものとみなす。

※なお、提案された提案内容及び提案金額でそのまま契約を行うものではない。

16 提案を無効とする場合

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下、「提出書類」という。）について、提出方法及び提出期日を守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (4) 提案金額が提案上限額を超えているとき。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- (6) 審査の公平性を害す行為があったとき。
- (7) その他評価委員会が社会通念に照らし、無効にあたる事由があると認めるとき

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、全て横書きとすること。なお、原則として文字サイズは、11 ポイント以上とすること。
- (2) 本プレゼンテーションの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 提出期限以降における書類の提出は認めない。また、一度提出された書類の差し替えや修正、再提出は認めない。ただし、町が必要と認めた場合はこの限りでない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、参加資格者に帰属する。ただし、議会説明等、町が必要と認めるときは、町はこれを無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 13）により、その旨を届け出るものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
また、企業活動における秘密事項で情報公開請求があった場合に開示を望まない部分については、該当箇所を明示しておくものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 企画提案書等は、受託候補者の特定に係る作業等に必要な範囲において、複製を作製することができる。
- (10) 審査経緯は公表しない。

(11) 審査結果に関する問い合わせ、不服及び異議申立てをすることができない。

18 お問い合わせ先

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306-1 奈義町本庁舎 2 階

総務課（担当：植月）

TEL：0868-36-4111

電子メール：soumu@town.nagi.lg.jp

＜提出時の留意事項＞ ※持参による提出

持参の場合は、平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの開庁時間内とし、事前に担当者
者に持参日時の調整しておくこと。

※電子メールによる提出

電子メールの場合は、件名を記載の上で送信し、送信後の平日午前 9 時 00 分から午後 5
時 00 分までに電話により到達の確認を行うこと。

※郵送による提出

郵送の場合は、受取日時及び配達日時が証明できる方法によることとし、締切日必着とす
る。また、到着予定日後の平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までに電話により到達の確
認を行うこと。

別紙「評価採点基準及び配点表」

評価項目	評価の観点	配点
業務実績	・ 本町の業務規模と同程度の自治体で実績があるか	10
実施体制・実施スケジュール	・ 器具調達、施工管理の役割分担は明確か ・ 実施スケジュールに対応できる体制が組まれているか ・ 向江邸を明確化するとともに、器具納期・設計・施工等の各工程に対する具体的な実施スケジュールが示されているか	10
提案金額	・ 見積内容が適切であり、提案内容に対して妥当な金額であるか。	10
提案内容	・ 施工時の施設運営に関する支障や対策について把握したうえで提案しているか ・ 施工時の安全対策は図られているか ・ 町内業者を活用する提案となっているか	10
	・ 現行の照明の仕様を十分に把握し、品質、信頼性、耐用年数、安全性等を十分確保できる機器を選定しているか	20
	・ CO ₂ 及びエネルギー削減量の算定とその削減効果の説明が分かりやすいか	20
	・ 提案内容に創意工夫がみられるか ・ 独自性・優位性が示されているか ・ 資源の有効活用などは示されているか	10
	・ 保証内容や保証期間は、本町にとって有益性のある提案がされているか	10
合計		100